

民 生 教 育 委 員 会 会 議 録

招 集

令和4年3月16日（水）午前10時 議場

出席委員（8名）

（委員長）矢田貝 香 織 （副委員長）伊 藤 ひろえ
石 橋 佳 枝 門 脇 一 男 土 光 均 戸 田 隆 次
前 原 茂 森 谷 司

欠席委員（0名）

説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【総合政策部】

[情報政策課] 堀口次長兼課長

【市民生活部】永瀬部長

[市民課] 東森課長 高浦証明担当課長補佐

[生活年金課] 的早課長

[保険課] 森課長 田村課長補佐兼保険総務担当課長補佐

後藤課長補佐兼保険業務担当課長補佐

[市民税課] 長谷川課長

[固定資産税課] 鈴木課長

[収税課] 影岡次長兼課長

[環境政策課] 藤岡次長兼課長 大峯環境保全担当課長補佐 畠中担当課長補佐

[クリーン推進課] 清水課長

【福祉保健部】大橋部長兼福祉政策課長

[福祉政策課] 山崎地域福祉推進室長

[福祉課] 橋尾課長 長尾課長補佐兼保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 塚田次長兼課長 米田課長補佐兼相談給付担当課長補佐

田村課長補佐兼計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 足立課長 橋本課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

萩原課長補佐兼介護保険担当課長補佐

[健康対策課] 中本課長 仲田課長補佐兼健康総務担当課長補佐

渡部課長補佐兼新型コロナウイルスワクチン接種推進室長

金川地域保健担当課長補佐 岩坂健康長寿担当課長補佐

小西新型コロナウイルスワクチン接種推進室担当課長補佐

【こども総本部】景山部長

[こども相談課] 瀬尻課長 足立課長補佐兼こども総合相談担当課長補佐

松竹家庭児童相談室長

【教育委員会事務局】松田局長兼こども総本部次長兼こども政策課長

[学校教育課] 西村課長 仲倉課長補佐兼指導担当課長補佐

乗本課長補佐兼人権教育担当課長補佐 住田学務担当課長補佐
[生涯学習課] 木下課長 木嶋生涯学習担当課長補佐 矢木図書館長
[学校給食課] 伊藤課長 野口課長補佐兼給食担当課長補佐

【こども総本部・教育委員会事務局】

[こども政策課] 松原課長補佐兼こども育成担当課長補佐
赤井子育て政策担当課長補佐
東森課長補佐兼学校政策担当課長補佐
[こども施設課] 斎木課長 広戸子育て施設担当課長補佐
井上学校施設担当課長補佐
[こども支援課] 金川課長 松永子育て支援担当課長補佐
大谷保育支援担当課長補佐

出席した事務局職員

松下局長 土井次長 安東議事調査担当係長

傍聴者

安達議員 岩崎議員 岡村議員 奥岩議員 又野議員
報道関係者 2人 一般 5人

審査事件及び結果

議案第10号 米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]
議案第11号 米子市空き地の適切な管理に関する条例の制定について [原案可決]
議案第12号 米子市環境保全条例を廃止する条例の制定について [原案可決]
議案第13号 米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について [原案可決]

報告案件

- ・米子市教育振興基本計画の策定について [教育委員会]
- ・米子市こどもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）の策定について [教育委員会]

~~~~~

**午前10時00分**

**○矢田貝委員長** ただいまより民生教育委員会を開会いたします。

本日は、3月10日の本会議で当委員会に付託されました議案4件について審査するとともに、2件の報告を受けます。

初めに、議案第10号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

長谷川市民税課長。

**○長谷川市民税課長** それでは、議案第10号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議会運営委員会資料の1、令和4年米子市議会3月定例会議案の4ページを御覧ください。改正の主な内容といたしましては、市民税等の減免を受けるための申請の期限を、税の納付期限の7日前から納付期限までに延長するための改正をしようとするものでござい

まして、申請期限を延長する税目は資料に記載のとおりでございます。

説明は以上です。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

戸田委員。

**○戸田委員** 納付期限の延長を行うというその理由は何ですか、背景は何ですか。

**○矢田貝委員長** 長谷川市民税課長。

**○長谷川市民税課長** 減免の申請の期限を延ばすことによって、基本的には減免の申請を使用する市民の利益に資するためということではございますけども、この背景といいますのは、以前に行政評価局というところに行政相談がありまして、この納付期限をもう少し、納付期限まで縮めることはできないのか、延ばすことはできないのかというのが過去にありまして、そういったことを受けまして、その当時はまだ、申請を受けてから結果を出すまでに、決定するまでに時間がかかるということで7日というまましておったんですけども、そのときに自治税務局という総務省のところから、自治体が税の条例をつくる、条例の案みたいなもの、条例（例）と呼んでますけども、それを自治体の実情に合わせて7日じゃなくてもいいようにはしてあったんです。ですけれども、その当時はやはりまだ7日はかかるだろうということでそのまま残していたんですけども、その後、決定までそこまでの時間がかからないということや、他の自治体の状況等も勘案しまして、今回改正するというにしましたものでございます。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第10号、米子市市税条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号、米子市空き地の適切な管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

藤岡市民生活部次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** そういたしますと、議案第11号、米子市空き地の適切な管理に関する条例の制定について御説明いたします。

条例の内容につきましては、事前にお配りしております委員会資料1を御覧ください。本条例は、近年、適切な管理が行われていない空き地に対する相談、苦情が増加しているものの、現状の法令等では行政としての対応に限界を生じていますことから、空き地の適

切な管理が行われるために必要な事項を定めることにより、市民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るため制定しようとするものでございます。

対象とする空き地と特定空き地につきましては、1 ページの中ほどに記載しておりますので御覧ください。まず空き地でございますが、現に建築物の敷地の用に供されていない宅地及び雑種地、その他規則で定める土地とし、農地などの他の法令が対象とするものは除きます。また、特定空き地については判断基準を定め、空き地のうち、木が近隣の家屋に倒伏するおそれがあるなど、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態のあるものなどと認められるものとしたします。

また、この特定空き地に関する事項の調査、審議は、米子市特定空家等及び特定空住戸等対策審議会条例の一部改正により、同審議会の所掌事務といたします。なお、特定空き地に対する助言、指導等の措置については、本条例と関連します米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例との整合性を図っております。

次に、3 ページを御覧ください。本条例の制定に当たって実施しましたパブリックコメントの結果でございます。2 名の方から3 件の意見をいただきました。

まず、意見番号1 で、本条例の制定により老朽家屋の放置が増えるのではという御意見をいただいております。こちらにつきましては、老朽家屋などのいわゆる空き家の敷地につきましては、空き家法、そして先ほどの本市空き家条例の対象となりまして、その敷地も含めて所有者等に適切な管理が義務づけられておりますが、老朽家屋撤去後の空き地についての適切な管理についての義務化が現在ございません。本条例は、既存の法令等で規定されていない空き地につきましても適切な管理を義務化することによりまして、既存の法令と併せて、市民の安全かつ安心な生活環境の確保を図ることを目的としているものでございます。

また、意見番号3 の空き地の判定についてでございますが、こちらにつきましては、登記上の地目のみならず、現地調査を踏まえて総合的に判断をすることを、条例の逐条解説を作成いたしまして、そちらに明記することとしております。

本条例に関連する、いわゆる空き家条例等との比較整理については、次の4 ページの表のとおりでございます。

説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

前原委員。

**○前原委員** 特定空き地に関しては判定が難しいなと思うんですけど、事例として、木が近隣の家屋に倒伏するおそれがあると書いてあるんですけども、これ以外に考えられるものってありますか。

**○矢田貝委員長** 畠中環境政策課担当課長補佐。

**○畠中環境政策課担当課長補佐** 先ほどの事例以外に、動物、害虫の発生によって地域住民の健康、生活に被害が発生するような、そういった事例を今想定しているところでございます。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** なるべく整理されて該当、なかなかこの個人差があると思いますので、その

辺が、第三者が見てもこれは確かに特定空き地だなんていう形で分かるような形で整理されるといいと思いますので、お願いいたします。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 所有者等の定義について教えていただきたいと思います。

○矢田貝委員長 畠中担当課長補佐。

○畠中環境政策課担当課長補佐 所有者等の定義につきましては、条例の第3条に規定しておりまして、所有者、管理者または占有者というのを所有者等ということで、今回、定義をしたいと考えております。具体的にはその土地を持っておられる方ですとか、その土地を借りておられる方とか、そういった方を想定して規定をするものでございます。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは、登記上の所有者が亡くなられているときなどは、その権利者に及ぶことはないってということですか。

○矢田貝委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 現在も空き地に関する相談、苦情について、市のほうにお寄せいただいております。その場合は市のほうで所有者の確認をして、現在の条例ではお願いですので、電話でお願いをしたり、あるいは通知をお出ししたりもしております。その場合に所有者が亡くなっておられる場合等もありますので、これは固定資産税の相続をどういう形で行っていらっしゃるかの確認を行いまして、管理をされている方を想定しまして、お願いの御連絡をしているところでございます。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 じゃあ、その固定資産税を払っていらっしゃる方が、イコール所有者、権利者ってということではなくても、そのようになるわけですね。

○矢田貝委員長 藤岡次長。

○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長 決して固定資産税をお支払いの方が所有者に代わる方とは考えてはおりませんが、御連絡をするのに当たりまして、管理をされている方を想定しませんと御連絡もできない状況にございます。ですので、相続代表者の方などに対して、この土地の状況というのをお願いをしまして、適切な管理をお願いをしているところでございます。

○矢田貝委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私、最近相続の件でよく御相談いただくところです。もう亡くなられて何十年もたってから、どういうふうにしたらいいかっていうようなことが多いですけども、本当に何かとても複雑で難しい問題だななんて思ったりもしますので、そこら辺のところ対応を整理されて、問題のないようにしていただきたいなと思います。以上です。

○矢田貝委員長 ほかにございませんでしょうか。

門脇委員。

○門脇委員 今の米子市空き地の適切な管理に関する条例の制定については先ほど説明いただきましたけど、大きく考えれば、米子市空家等及び空住戸等の適切な管理に関する条例、これと内容的にはほぼ同じだと考えてよろしいのか、あるいは相違点がもしあれば教えていただきたいと思います。

○矢田貝委員長 畠中担当課長補佐。

**○畠中環境政策課担当課長補佐** 今回の空き地の条例につきましては、空き家法、空き家条例で対象とならないような、人が住んでいないような更地の部分を対象にするということで考えておまして、空き家法、空き家条例で漏れる部分、対象とならない分をこちらの空き地の条例で補うような、そういったイメージで考えております。資料を参考でつけさせていただいておりますが、それぞれの条例の規定の部分につきましては、米子市の関連条例と足並みをそろえて規定できるように、そういった考えで今回空き地条例を制定しているということです。

**○矢田貝委員長** 門脇委員。

**○門脇委員** 分かりました。ありがとうございました。

あと、ちょっと要望的になるんですけど、副市長にぜひお願いしたいのは、今回パブリックコメントがありますけども、ずっとやっぱり市民全般にパブリックコメント募集してありますが、今回も2名程度っていうことですので、これ毎回少ないですので、やっぱり一応全庁的にこの在り方といいますかね、ということ一度考えてみていただきたいなと思っております。これは要望として言わせていただいております。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにいかがでしょうか。

土光委員。

**○土光委員** この空き地条例第2条で対象の空き地、特定空き地も対象がどこかというところで、条文でいくと第2条の(1)対象の空き地が定義されていて、ここでただし書、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除くとあります。除く理由を説明ください。

**○矢田貝委員長** 畠中担当課長補佐。

**○畠中環境政策課担当課長補佐** 今回ここをただし書で除いておりますが、関連条例で記載の空き家条例ですとか建築物等条例も同様なんですけど、国、地方自治体が所有管理する建築物等につきましては、それぞれの法、条例に基づいて使用されているというところでして、管理することが他の法令等で規定されているということで、今回、この空き地条例のほうからは除くというふうに考えているところです。もし仮に国有地、市有地等で土地管理の相談、苦情等ありましたら、それぞれの国、自治体等に、管理責任におきまして対応いただきたいという旨をお伝えするということになるかと考えています。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** つまり、今の答弁は、これは空き家も含めてだと思っておりますが、それ以外できちんと管理をするという、そういった条文があるので、ここでは必要ないから除くという意味の答弁だったと思います。例えば米子市の場合、空き家、空き地、これをきちんと管理しなければならないという条例は、これは何ですか。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 具体の財産の管理規則っていうのはございますけど、基本的には地方自治法に基づいて、その所有する公の施設あるいはその他の行政財産あるいは普通財産、その全てを管理するっていうのは基本的な法理念として定まっているというふうに理解しております。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 基本的な法理念、例えば民間だって自分が所有する空き地とか建物管理するというのは、ある意味で基本的な法理念ですよ。それで満たされないから、こういった条例が必要だということだと思います。行政だって、そういった法理念の基にやるはずだけど、こういった特定空き地、特定空家みたいなケースが出たときに、これを処理するための条例が必要だということをやっているんだと思います。だから、国または地方公共団体が所有するところ、あえて除く必要性が私はよく分からないです。

例えばある公の空き地、市民がこういう状況だから何とかしてほしい、それに対処してほしいという相談があるときは、責任を有するところに対応を要請するというふうに言いましたが、例えば米子市の市有地で、この条例でいう特定空き地みたいな状況があったとして、それを市民が米子市に相談して、米子市は担当の責任ある部署、これも米子市ですよ。そういう状況がよくない、あまり意味がないと思うんですよ。だから、条例がきちっとあれば市民もこの条例の下に米子市に対してもきちっと対処してほしいという、そういうことができるということで、あえて除く理由が私はやはり納得できないのですが、その辺どうでしょうか。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 御意見はよく分かります、言っとられる意味はですね。ただ、これは例えば米子市でございまして、この条例のいろんな規制を執行するのは米子市長でありますし、それから米子市の土地、家屋、その資産を管理するのも米子市長でございまして。米子市長が米子市長に対してその規制を発動するというよりも、もともとの自治法等の法理念に基づいて自らを律するというじゃないかなというふうに思っていて、これまで議決をいただきました他の条例においても同様の考え方で市議会に議決をいただいた、そのように考えております。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 空き家条例も同様な規定があって、それに倣っているというのは、それは分かります。でも、私は、例えば空き家条例でそれがあから、これにもそういった規定を入れたというのは説明にはならないと思うんです。私は、空き家条例も公が管理するところを除外するというのはやはり何でかなと思うので、おかしければ両方直せばいいわけで、先ほど、米子市の場合、市長が市長にちゃんと律するよということになる。でも、それをできていない場合は、この条例、除外規定がなければ、市民が条例に従って、市長が自分で律して、当然これ予算措置も要るし、なかなかいろんな都合ですぐできない、やらないというケースもあり得ます。それが、この条例があれば、市民がこの条例に基づいてちゃんとするというのが要求できる。でも、除外規定があれば、そこをある意味でできないですよ。あえてできないようにするという規定を盛り込むというのが私は理解できないから聞いています。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** そもそも話なんですけど、土光委員は多分、よく理解しておられて言っておられると私は思っておりますが、こういった、いわゆる新たな権利義務を発生させるような条例をつくる際にやはり一番考えなければならないのは、立法事実は何なのかということだと思います。つまり、土光委員は仮にの話で、広く網を打つべきじゃないかっていうふうに言っておられると思うんですけども、今、我々が問題にしているのは、やはり

民地において管理不適切な土地が周りの生活環境等に影響を及ぼしてる、そういう立法事実があるわけでありまして。そういった事実に対してどういう法令的な、ある意味規制であり、ある意味権利義務の付加であり、そういったものを行うかということ。これは当然、立法事実に基づいて立法事実に対応した部分に限るべきであります。

土光委員がおっしゃってるように、例えば国有財産とか市有財産で周りの生活環境に著しい悪影響を及ぼしてるようなものがたくさんあって、それに対する対処が社会問題になってるというような事実がもしあるのであれば、それに対する規制を、例えば法令レベルで行うのか、これはもう市の条例のレベルの話では私はないと思いますけども、法令レベルで行うのか、あるいは法令レベルが行われる前に、既に部長が申し上げたとおり、市長が市長を規制するような条例をつくるような、そんな情けない話をするのかということは議論の余地はあると思いますけど、今、本当にそんな立法事実があるんでありましょか。我々はそういう認識は持っておりません。したがって、今、我々が必要とする条例を必要最小限の範囲で制定させていただきたい。これが我々の趣旨であります。仮の話とか将来の仮定の話で立法事実を構成して、条例をつくるということが適正だという御主張であれば、私は、それは適正ではないというふうに思います。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 立法事実のことをそこまで言われるんだったら、私の念頭にあるのは、淀江幼稚園の建物、それからそこに庭があります、空き地もあります。もう15年以上ずっと投げっ放しで草ぼうぼう、そういう事実があります。それが副市長が言われるように著しく周りの生活環境に影響するとか社会問題になってるか、それは見方によりますが、やはりそれに似たようなこと、類すること、私の念頭にある立法事実というのは、それです。当然、それに類似するようなことは将来もあり得ると思います。それが、そういうふうを考えるのが適正でないという副市長の見解かもしれませんが、私はそういうことも想定して条例をつくる、それが何が問題かというのが理解できません。やはりこの除外する理由が分からないんです。除外したら何か不都合な点がありますか。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 委員の発想と我々の発想が少しかみ合わないように思いますが、逆に入れる理由がないから入れていないということでもあります。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** いや、入れる理由は今言ったでしょ。その立法事実というふうに該当するかどうか分からないけど、市が管理している土地、建物、もう15年以上投げっ放し、そういう事実、それが念頭にあります。この条例ができて、それに関してはもう除外されて、この条例は適用されないというのは、たとえ市の管理する建物、空き地であろうと、こういった条例の目的によって対処しなければならないのは対処するべきということで、入れる理由は私はそういったことで言っています。

**○矢田貝委員長** 土光委員、質疑ではなく、かなり討論に入っていらっしゃいますけれども、それは、この……。

**○土光委員** 委員長、質疑ということ。だから、なぜ除外しないのか、理由が私には分からない、その理由を聞いています。

**○矢田貝委員長** 副市長は答弁されました。



**○土光委員** じゃ、副市長はどう言ったっけ。

**○矢田貝委員長** 伊澤副市長。

**○伊澤副市長** 私が申し上げてるのは、議会が本当に公共財産まで管理不適切なものがたくさんあって、条例で規定をして、それを規制していかなければならないという立法事実があるというふうにお考えで、そういった規定を設けるべきだという御判断をされるのであれば、それはそういう判断もあり得ると思います。ただ、繰り返しであります、やはりこういった新たな権利義務関係を発生させるようなもの、あるいは規制とかそういったものはやはり必要最小限で設定すると、これが条例、法令制定のルールであります。これを、いわゆる立法事実というふうに言うわけでありまして、法が目的とするものは一体何なのか。将来の可能性とか外周部に存在するような問題まで幅広く網をかけるということは、場合によっては不当に権利義務を阻害するということにもつながりかねないわけでありまして。したがって、この条例の趣旨は、あくまでも民地、民有地における適正な空き地の管理を促す、あるいは確保する。これが条例の目的であります。

したがって、その条例の目的、範囲が適当でないという御議論をされるのであれば、そういう御議論を議会ですていただければ結構ですが、今おっしゃった淀江幼稚園なりの跡地、確かに長年にわたって建物が存在してるわけでありまして、もちろん外観等、様々な評価はありましようけども、市として全く管理していないということではありません。例えば時々窓ガラスが割られたり、そういうようなことがあるわけですけど、これは当然必要な補修を行って、不審者等が例えば潜む、あるいは防犯上問題があるというようなことがないように、そういった保全管理は行っております。

確かにもっと早く解体すべきじゃないかという御意見もあると思いますが、現在、その検討も始めてるということは議会でも御答弁申し上げておりであります。全く建物が管理されず、放置され、荒廃化して、周りの生活環境に大きな悪影響及ぼしてるというふうには我々思っておりませんので、その点も含めて、この条例でそういうそれを立法事実として、いわゆる公有財産、米子市有財産についてまで対象にすべきだということは、我々としてはその必要はないと、このように考えております。以上です。

**○矢田貝委員長** 土光委員。

**○土光委員** 今この条例は空き地条例なので、私は建物のことを特に言っているわけではありません。例に出したのは淀江幼稚園で、あそこに庭、いわゆる空き地があります。ずっと投げっ放しなので、草は生え放題です。当然、幼稚園ですから、それなりの広さの空き地があります。その空き地の状態、多分、確認をされていると思うんですが、例えばあの状態、ちょっともうあの状態と言いますよ。これが第2条の(2)空き地のうち、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態または著しく衛生上有害となるおそれのある状態であると認める状況と認識してますか。あの状態はこれには当てはまらないと思っておりますか。

**○矢田貝委員長** 永瀬市民生活部長。

**○永瀬市民生活部長** 私、正確に現地のほうを存じ上げませんので、正確な判断っていうことで御答弁はできないんですけど、あくまで、いわゆる更地の土地について、例えば、先ほど来、担当のほうの説明しておりますけど、樹木が隣地に対してはみ出て御迷惑をかけてるとか、それからスズメバチとかの巣があって、それがどうしても近隣に迷惑かけて

るとかっていうのを想定をしておりますんで、今の、一般的に考えるとそういった対象物にはならないんじゃないかなと。もしなるとしたら、当然、担当課が樹木の繁茂しとる部分を、隣地に迷惑かけているとしたら、それを適切に処理するべきだと思いますし、同様にスズメバチ等も駆除するというような対応を当然取っていくべきというふうに考えております。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 更地という言い方をされたのですが、例に出したのは建物があって、たまたま庭の部分、いわゆる空き地、そのことを問題にしたのですが、この条例の対象は基本的に更地、改めて見ると2条の第1にそう書いてますね。建物の敷地に供されていない宅地及び雑種地、それこそ更地の部分があって、建物を建てるかもしれない、そういうところが空き地の対象で、当然建物があって庭みたいなどこがあって、そこの管理が全くできてない。そういうものは、この空き地条例の対象の空き地とはならない、しないということですか。

○矢田貝委員長 永瀬市民生活部長。

○永瀬市民生活部長 これは先ほど担当のほうの説明しましたが、既に議決いただきまして施行をしております空き家条例、こちらのほうで対応することになります。ですので、今回御提案してる空き地条例のほうでの適用ではございません。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 質問を終わります。

○矢田貝委員長 それでは、石橋委員。

○石橋委員 すみません、一つだけ。4ページにこういう対照表を書いていただきまして、先にできている空き地、空き家条例との関連を分かりやすく書いてもらってるんですけど、その中でちょっと違うのが、特定空家の場合は罰則があるけれども、特定空き地には罰則がないっていうその考え方をちょっと教えてください。

○矢田貝委員長 畠中担当課長補佐。

○畠中環境政策課担当課長補佐 特定空き地に罰則を設けるかどうかの考え方なんですけど、苦情対応等、実際現場で行っておりますと、空き地の所有者の方、様々な事情を抱えておられる方もおられまして、例えば高齢でとかということ、なかなか自分で除草等の作業をすることができないですとか、または経済的な理由とか、そういった様々な理由ですぐに対応ができないという方もおられまして、そういった実際の事例等を踏まえる中で、この条例で一律に罰則を設けることが、この条例の目的の達成につながらないのではないかとこのところをちょっと考えまして、罰則の規定はこの条例では設けてないという整理をしたところです。

○矢田貝委員長 石橋委員。

○石橋委員 それは、特定空家とか空き住戸でも同じだとは思いますが、空き地のほうで特にそうであるというのは、要するにこの条例で、何を特定空き地にするかというところの条件の判定といいますか、が難しいということと絡まって、空き地の及ぼす影響とかっていうのが、特定空家よりは周辺に及ぼす影響が少ないといいますか、危険が少ないといいますか、そういうところからでしょうか。

○矢田貝委員長 藤岡次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 罰則規定につきましては、先ほど担当のほうで御答弁申し上げたとおりでございます。空き地の所有者の方が高齢であるとか、福祉的見地から対応が困難な場合が想定されますことから、罰則を設けることは条例目的達成にはつながらないもの、そして空き家条例においても設置をしていないものでございます。罰則が設けてありますのは空き家法のほうでありまして、条例上は設けていないもの、関連する条例との対応、整合性を図ったものでございます。

**○矢田貝委員長** よろしいですか。

ほかにありますでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第11号、米子市空き地の適切な管理に関する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号、米子市環境保全条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

藤岡次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 議案第12号、米子市環境保全条例を廃止する条例について御説明いたします。

こちら事前にお配りしております委員会資料2を御覧ください。米子市環境保全条例は、この条例の1条にございますが、関係法令及び県条例に定めのあるもののほか、生活環境保全に関し必要な事項を定めることを目的としております。

この条例は条例制定後約50年を経過しまして、この間、多様化する地域の環境課題に対応するための法律並びに県条例及び本市のその他の条例の整備が進んでいる状況に鑑みまして、昭和47年の制定時と比較しますと、法規範としての意義は薄れていることから、今回廃止しようとするものでございます。当然のことながら、この環境保全条例の廃止によりまして、本市の環境保全の取組が後退することがあってはなりませんので、条例全文につきまして、3ページ以降に記載をしておりますが、関係法令の確認を十分に行い、また、本市の環境保全に係る対応は本条例以外の法令等を根拠に実施していることを確認をしております。

なお、本市では、2ページ、裏面ですが、下段に本市の環境関係条例の体系図を記載しておりますとおり、平成14年度に制定しました、環境施策の基本となる事項を定めた米子市環境基本条例の下、環境に関する個別の事案に対応するために、米子市みんなできれいな住みよいまちづくり条例などを制定し、総合的な環境施策を推進しております。今後

とも多様化する地域の環境課題について法令等に基づき対応するとともに、既存の法令等では対処することが困難な環境課題につきましては国・県と連携しつつ、実効性のある対応を検討をしております。

御説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

土光委員。

**○土光委員** これに関連するやつで環境審議会というのが今あると思います。ちょっとした法文に直接どう関連するかは把握はしていませんが、環境審議会ありますよね。これを廃止することによって何らか変更、影響はあるのですか。

**○矢田貝委員長** 藤岡次長。

**○藤岡市民生活部次長兼環境政策課長** 委員御指摘の環境審議会ですが、こちらは環境基本条例の中に審議会の設置について定めているものでございます。環境審議会の所掌事務は環境基本計画に関する事項などを定めておりまして、今回の廃止条例に関連はしていません。

**○矢田貝委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第12号、米子市環境保全条例を廃止する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前10時39分 休憩**

**午前11時18分 再開**

**○矢田貝委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

議案第13号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

足立長寿社会課長。

**○足立長寿社会課長** 議案第13号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてにつきまして御説明をいたします。

2月21日議会運営委員会資料の資料1の5ページを御覧ください。これは、先ほどの民生教育委員会の市民生活部において説明がありました議案第10号 米子市市税条例の一部改正と同様に介護保険料におきましても、減免を受けるための申請の期限を現行の納

期限前7日までから納期限までに延長することとするため、改正しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号、米子市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** 御異議なしと認めます。よって、本件については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

民生教育委員会を暫時休憩いたします。

**午前 11時 19分 休憩**

**午後 2時 51分 再開**

**○矢田貝委員長** 民生教育委員会を再開いたします。

教育委員会から2件の報告を受けます。

初めに、米子市教育振興基本計画の策定について、当局の説明を求めます。

東森こども政策課長補佐。

**○東森こども政策課長補佐兼学校政策担当課長補佐** そういたしますと、米子市教育振興基本計画の策定について御説明いたします。

計画の成案とパブリックコメントの概要を、資料としてお配りをしております。御覧ください。

本計画につきましては、去る11月15日のこの民生教育委員会において案を御報告いたしました。その後、パブリックコメントを実施しております。そして、去る2月17日の教育委員会の定例会において議案として上程いたしまして、承認を得て策定に至りましたので、このたび御報告をいたします。

計画の内容につきましては、11月にお示しした案の段階から変更はございません。

計画の3ページを御覧ください。計画期間は令和4年度から8年度までとし、中長期的に目指すべき基本理念を「ふるさとに学び 未来へつなぐ 学ぶ楽しさのあるまち米子」としております。

続く4ページでございますが、その基本理念を踏まえまして、本市教育が目指す市民の姿などを基本理念を支える4つの基本目標として、1心を育む学びのあるまち、2学ぶ楽しさのあるまち、3郷土で育む学びのあるまち、4健康で安心して学べるまちとし、5ページ以降に、その下に18の基本施策を設定して、毎年度、点検評価をしながら教育行政を推進してまいりたいと考えております。

また、パブリックコメントについてでございますけれども、資料をつけておりますので、御覧いただきたいんですが、12月15日から1月16日までの間実施いたしました。延べ5件の意見が寄せられましたので、市の考え方と併せて現在ホームページ上で公表しております。

寄せられた御意見と、それに対する市の考え方の概要でございますけれども、教員の働きやすい環境づくりですとか、あとSDGsをはじめとした環境教育について計画への明記を求めた御意見、そして、郷土教育を米子市の外にも展開すべきとの御意見、そして、コミュニティ・スクールの骨子の提示を求める御意見、そして、全市域を対象とした文化財保存活用地域計画の策定を望むといったような5つの意見でございました。いずれの御意見も、計画の実施段階においては十分に考慮させていただきたいと考えますが、計画といたしましては原案のままとさせていただいております。

御説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** ないようですので、本件については終了いたします。

次に、米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）の策定について、当局の説明を求めます。

木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** 米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）の策定について御報告いたします。

子どもの読書活動は、子どもが成長していく上で、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、あるいは創造力を豊かなものにするなど、人生をより深く生きる力を身につけていく、とても重要な役割を持っております。本市では、米子市子どもの読書活動推進ビジョンを策定しており、現在、第3次計画が動いているところでございます。この第3次計画の計画期間が今年度末までとなっております。これまでの取組を総括し、このたび資料1のとおり第4次計画を策定したものでございます。

策定に当たりまして、米子市子どもの読書活動推進ビジョン検討委員を8名委嘱いたしました。その後、3回の検討委員会を開催し、パブコメ案として取りまとめ、本年2月1日から21日までパブリックコメントを実施いたしました。

パブリックコメントの結果につきましては、資料2にまとめさせていただいております。パブリックコメントは、2名の方から10件の御意見をいただきました。肯定的な御意見、また、取組の参考となる御助言をいただいたものと考えております。パブリックコメントでいただいた御意見を踏まえまして、2月28日に4回目の検討委員会を開催し、最終案として取りまとめ、3月10日の米子市教育委員会臨時会において、米子市子どもの読書活動推進ビジョン（第4次計画）の策定について議決をいただいたものでございます。

第4次計画を3次計画と比較した特徴といたしましては、目指す子ども像を端的に分かりやすくするためにスローガンを設定したこと、取組の評価の指標として数値目標を設定したこと、取組状況の点検を毎年度行うこととしたこと、新たに電子図書の活用について記載をしたこと、啓発用のポンチ絵を作成したことなどでございます。

計画期間は、令和4年度から令和8年度までの5年間としております。

説明は以上でございます。

**○矢田貝委員長** 当局の説明は終わりました。

委員の皆様からの御意見等を求めます。

前原委員。

**○前原委員** ここにもICTの活用ということで書いてありまして、Wi-Fiのことはやはりどこでも話題になってるのかなと思っております。米子市図書館において、このWi-Fiの設置、特に学習等で今、中学生、高校生もかなりパソコンを使ってるんですけども、調べ物等で。これに関してどのような考えが今あるのか、ちょっと教えていただければありがたいなというのと、あと電子図書と出てきたんですが、この電子図書の普及について蔵書数ってどのくらい今あるのか、ちょっと教えていただければありがたいなと思います。

**○矢田貝委員長** 矢木図書館長。

**○矢木図書館長** まず初めに、米子市立図書館のWi-Fiの設置のお尋ねでございます。これは、一部の利用者の方からもかねてから要望が出ておりまして、現在検討はしているところではございますけども、これにつきましては、市の他の公共施設等とのバランスとか、そういうところも考えていかないといけないと思いますし、特に図書館については、今、他の図書館でも導入が進んできておりますけども、図書館というところになぜWi-Fiっていうのが必要なかっていうところ、この辺りの整理が正直言ってまだできていないところでございます。今後、その辺りをきちっと整理をして、どうやっていくのかということとは考えていきたいというふうに思っています。

それから、電子図書、電子書籍の件でございますけれども、これについても今後進んでくるんだろうなというふうには考えておりますけども、現在、県内の図書館でまだ電子書籍の導入がどこも進んでない状況なんですけども、新年度から鳥取市立図書館のほうの一部導入をするという話は伺っております。ただ、これにつきましては、非常にいろんな課題がございます、購入する電子書籍っていうのは、今、世の中に出てるほとんどの本が電子版で見られるという状況になっておりますけども、図書館向けの電子書籍というのはまだまだ、いわゆるコンテンツといいますか、タイトル数っていうのがまだ非常に少ない状況がございます。それから、費用もかかるということ、買取りができるのか、貸借で契約するのかっていうようなこともありますので、この辺りは今後しっかりと研究をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

**○矢田貝委員長** 前原委員。

**○前原委員** Wi-Fiに関してはやはり必要だと、今の時代の流れから考えてとても必要、特に図書館っていうのは本当にこの市の知的な部分になるわけですから、最先端という形になりますから、Wi-Fiっていうのは、子どもたちがそこで勉強する意味においても必要ということはどこを見ても分かると思うんです。

それと、あと電子書籍に関しましても、たしか100年以上たった書籍に関してはもう著作権ないと思いますので、フリーのやつがありますよね。1回、議会質問でしたんですが、フリーで結構な量の電子図書、書籍あると思います。それを入れてる図書館も結構ありますので、少しちょっと研究をしていただいて、段階的にでもいいですから取り入れを

していただきたいなど、年度を追ってしっかり進めていってほしいなど思っております。たしか議会でも荒川図書館と一緒に皆さんで行ったんじゃないかなと思いますけども、議運でしたかな。かなり多くの方が利用されてて、Wi-Fiも利用されてましたし、ディスレクシアの方なんか、電子図書みたいな形を使いながら読めるという話もありましたし、いろんな活用方法があると思いますので、もっとちょっと先進的なものを取り入れてほしいなどと思います。よろしく願いいたします。

**○矢田貝委員長** ほかにございませんでしょうか。

伊藤委員。

**○伊藤委員** 一つ聞かせていただきますでしょうか。23ページにあります数値目標のところなんですけれども、この3段目の全く本を読まない子どもの割合を減少させるというところの平均、小学校で17.7、中学校で32.0っていうのは、全く本を読まない子どもという捉えなんでしょうか。

**○矢田貝委員長** 木下生涯学習課長。

**○木下生涯学習課長** こちらの数値目標の設定に使っております数値といいますが、全国学力・学習状況調査における数値を用いております。この中の数値を平均したものが、こちらに提示してあるパーセントになってございます。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** 米子市の小中学校は朝読書をしていて、全く本を読まない子どもっていうのはいないんじゃないかと思うんですけども、なぜ米子の数値じゃなくて全国平均になってるのか、教えていただければと思います。

**○矢田貝委員長** 木下課長。

**○木下生涯学習課長** 失礼いたしました。質問項目が、授業時間以外でという注釈がついてございます。

**○矢田貝委員長** ほかにございますでしょうか。

戸田委員。

**○戸田委員** 14ページをお開きください。「本が大好き、米子の子ども」で、ずっとこの連携、支援、地域、学校等があるんですけども、その中で私の解釈が間違っどうかはわかりませんが、伯仙小学校の読み聞かせ教室、朝20分から、私16年間ぐらいやってるんですけども、そういう実態がある中で、なかよし学級、学校のところで朝の読書、こう列記されておられるんですけども、読み聞かせ教室、ボランティアとの連携っていうのはこの中にはきちっと明文化しないんですか。

**○矢田貝委員長** 戸田委員。

**○戸田委員** 答弁がないようだけど、私、正直言って失礼だと思うよ。私の先輩は30年間ぐらいやっつけられますよ。私は16年目、十二、三人の方がおられます、一生懸命なんですよ、雪が降ろうが、台風が来ようが。こういう中できちっと明示されないっていうのは、私そこに姿勢を、あなたたちに思うんだがね。やっぱり民間、そういうボランティアと連携をしながら、こういうふうな「本が大好き、米子の子ども」っていうの、私はアドバルーン揚げてきてるんだと思うんだけど、やっぱりそういうところも配慮された方がいいと思うよ。

**○矢田貝委員長** 木下課長。



○木下生涯学習課長 失礼いたしました。12ページのほうで、取組の状況ということで、(3)番、(4)番の辺りに、ボランティアによる読み聞かせを学校のほうで連携をして行っているというふうに記載はさせていただいております。引き続き一緒になって取組を進めていきたいというふうに考えております。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 副市長、私は12ページに記載してある件で聞いてるんじゃないんです。要は皆さんが見られるのは、こういうきちっと図にされたものをまず目にするんですよ。だから、そういうような言い訳の答弁、私、大嫌いなんです。きちっと認められて、そこに図にするならするというような姿勢があってもいいと思うんですよ。それがボランティアの皆さん方も協力してくる意図となってくるんだと思うんですよ。何でそげな答弁しかできんのかいな。副市長さん、どうですか、そのところ。

○矢田貝委員長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 あらかじめ、私の所管外だということをお断りした上でお答えいたしますが、越権行為になってはいけませんので。

委員の御指摘は私も理解しました。この地域というのがまさにそれを表してるんだらうと思いますけども、地域の担い手である多くのボランティアの皆さん方、この地域の、公民館の下のほうにも書いてありますおはなし会、これは公民館ばかりでやってることでもないでしょうし、あるいは学校でもそうでありましょうし、あるいは保育所、なかよし学級等でもおはなし会、読み聞かせの会が多くの地域の皆さんの協力の下で、戸田委員もはじめとするボランティアの皆さん方のお力の下で行われているというのが、ぱっと見たときにこの図から見えないという御指摘だと思います。そういう御指摘を受け止めて、後は教育委員会のほうで適切に判断されるものだと思っております。以上です。

○矢田貝委員長 いいですか。教育長、先に答えていただけますか。

○戸田委員 じゃあ、まず私が先に。

○矢田貝委員長 戸田委員。

○戸田委員 考え方とすれば、私、最後に言おうとしたんですけど、その読み聞かせボランティアの方々も、ここに書いてあるように、公民館の図書室にいかにも誘導しておこうかっていって一生懸命なんです。私も公民館に行って、公民館に来ておられる1名や2名の子どもにまた図書館で読み聞かせするんです。だから、そういうような大きないわゆる責任とか、そういうの担っている方々が一生懸命やっておられるんです。だけど、そのことを私は代弁して今言っておるんですよ、木下さん。ただ、そういう答弁、私求めてないんです。だから、そういう方々にも理解していただけるような表し方をされたらどうですかって私、最後に言おうとしたんですよ。

朝7時半に私行くんですかね、雪の日も行くんですよ。7時半に行って、自分がもう1回読んで、子どもさんにこのことを読んでもらおう、それで3年の1組の35名の生徒さんに30分読むんですよ。読んでまた帰って、そうしたら子どもさんが私が読んだ本をもう1回また絵本なり、いろんなんを借りて家に持って帰るんだそうです。やっぱりそういうふうなところをあなたたちが十分に理解しておられるかどうかなんですよ、私はそこを問うておるんです。教育長さん、どう思われますか。

○矢田貝委員長 浦林教育長。

**○浦林教育長** 大変もったもな御指摘と重く受け止めたいと思います。私、校長をしておりましたときに、本当にこの地域の方々、本当にOBの方です、保護者の方だけではなく、戸田委員が言われたようにもう20年やってるんだと、そういった方もたくさんいらっしゃって、そういったことが認められて、その学校が全国表彰を受けたこともありました。その方々と話をしてみると、本当に長い間、そして情熱を持った方々だというのは十分理解をしております。これは毎年、改善していくという計画を立てております。今おっしゃったことをできるだけ早期に見える化できるようにして、そういった方々への感謝の気持ち、それから引き続きよろしくお願ひしたいと、こういった思いはしっかりと表現してまいりたいと、このように考えております。よろしくお願ひいたします。

**○矢田貝委員長** ほかにありますでしょうか。

石橋委員。

**○石橋委員** 意見ですけど、戸田さんの今、熱心な意見が表明されましたけど、やっぱり子どもに本の世界、読書の世界を教えるのは、大人がいかに本に親しんでいるのか、その本の世界の持つてくる広さや心の栄養になるようなものをどう伝えたいと思ってるかっていうところがすごく大きいと思います。本当に家庭での親の役目も含めて、それが大事なんですけど、学校図書館でまさに子どもと本をつなぐのは、図書館の職員の大きな力が要ります。令和3年度は、学校図書館の職員が通年雇用で社会保険もつくようになって一歩前進をしましたが、依然としてなかなか安定しない雇用で働いていらっしゃる。図書館の仕事っていうのは、やっぱり長い目で見た積み上げが必要な職場ですので、そこら辺の改善をぜひともさらに進めていただきたいと思います。以上です。

**○伊藤委員** 続いて、私もいいですか。

**○矢田貝委員長** 伊藤委員。

**○伊藤委員** すみません、何度もすみません。私も戸田委員の話聞いていて思い出したことがあるんですけど、図書司書の皆さんも、子どもたちがどのように本を読んでいたかかっていって一生懸命頑張って取り組んでいらっしゃるけれども、でも、朝のこの読み聞かせのボランティアの皆さんとは何か連携してないんですね。

だから、子どもたちを取り巻く地域や学校もやっぱり連帯感を持って何かやっていたくといいなというふうに思いますし、さっきのことなんですけど、全く本を読まない子どもの割合、これ全国平均だっておっしゃられましたよね。そしてまたこの数値目標も全国平均になるわけですよ。「本が大好き、米子の子ども」っていうのに、何か授業に特化した本を読んでも、読んでないっていうこと、やっぱり私はちょっと違うんじゃないかなというふうに思ったりします。なので、やっぱり本を読まない子どもは米子の子どもにほとんどいないんじゃないかと思っておりますので、毎年毎年PDCAサイクルで回していくんだとしたら、きちっと状況を把握されて、全国平均ではなくて米子の子どもの数値でやっていただきたいなと要望しておきます。以上です。

**○矢田貝委員長** 木下課長。

**○木下生涯学習課長** すみません、答弁が分かりにくかったかもしれませんが、こちらに使ってる数字につきましては、米子市の数字を使ってございます。授業以外で全く本を読まない子どもの米子市の割合を数値目標に使っております。

**○矢田貝委員長** どうぞ、伊藤委員。

○伊藤委員 それでも、さっき私申ししたのは、授業で本を読まないって、それも何か変な話じゃないですかね、授業で音読したりとかいろいろやっているのに、何かそれならそれできちっと注釈をつけてもらいたいですし、どういう数字なのかって、本当に朝読書していらっしゃったり、図書司書さんはこの数字見てびっくりされると思います。誤解のないように計画をしていただきたいなと思います。以上です。

○矢田貝委員長 ほかに。

土光委員。

○土光委員 W i - F i のことで、ちょっと前原委員とのやり取りのこの関連でお聞きします。このW i - F i に関して、答弁で、一部の利用者から要望が出てるというふうにあったと思います。どういう利用者、一部どういう人たちから、それから具体的にどういう形で要望が出たんですか。

○矢田貝委員長 矢木図書館長。

○矢木図書館長 どういう人たちから、どういう場所ということだと思いますけども、毎年、利用者の方にアンケートを行っております。そのアンケートの中で、幾つかW i - F i の設置を希望しますという御意見をいただいております。また、米子市の図書館協議会の委員さんのほうからも、W i - F i の設置を要望しますという御意見をいただいております。以上でございます。

○矢田貝委員長 土光委員。

○土光委員 分かりました。そういった要望に対して、図書館側というか、その必要性も含めて検討というか。だから、必要性そのものが必要だというふうには、関連でそういうふうに認識ではなくて、ちょっと必要性自身も何で要るのかということを含めての受け止めというふうな答弁だったと思います。これって、必要なことは明らかかなような気がするのですが、例えば館長自身は図書館にW i - F i が整備されるということは必要だというふうに、そういう認識はありますか、ないんですか。

○矢田貝委員長 矢木図書館長。

○矢木図書館長 世の中の流れと言ってしまえばそれまでかもしれませんが、今のこの情勢を考えると他の図書館でも進んでおりますので、必要ではないかというふうには考えますが、正直、私個人として具体的にどういう場面でW i - F i じゃないといけないのかっていうところが、ちょっとこれは私個人のことなんですけども、まだ正直、整理ができてないというのか、うまく説明ができないところもありますので、その辺りはもう少し深くちょっと考えてみたいというふうに個人的には思っております。

○矢田貝委員長 ほかにいかがでしょうか。

土光委員。

○土光委員 私も前原委員も例えば図書館で明らかという、そういう言い方したと思うんですが、図書館で、要は紙ベースの本がいっぱいありますよね。どういった本を選ぶかというときに、ちょっと本の関係の情報をネットで調べて、それで実際、実の本を探すとか、やはり連携して使うという場面は私はあると思うし、そういう使い方をすると、いっぱいある本の中でどれを探すというときに役に立つのではないか、一つの例ですけど、思います。

例えば個々のキャリアでW i - F i なくてもスマホとかネット環境使えます。だから、

それがあからいいではないかという意味で必要性と言ってるんだったら分からないでもないですが、W i - F i ないと全く利用者が図書館内の中でネット環境使えないということではない、それは事実だと思うのですが、そういうことを含めてやっぱりあったほうがいいと。利用者とか今言った図書館協議会かな、そういう話が出ているんだったら、それはちゃんと議論して、答弁にもありましたけど、米子市の他の施設とのバランスとか、それから予算措置とか、それはあると思いますけど、やはり図書館は図書館なりにW i - F i に関してちゃんとした見解を持って、予算要求とかいろんなところでやっていただきたい。私としては、他の米子市の公共施設を含めてW i - F i の整備は必要なものだと思うので、図書館もそういう流れで進めていっていただきたいというふうに思います。以上です。

**○矢田貝委員長** ほかにいかがでしょうか。

〔「なし」と声あり〕

**○矢田貝委員長** それでは、ないようですので、以上で民生教育委員会を閉会いたします。

**午後 3 時 1 9 分 閉会**

米子市議会委員会条例第 2 9 条第 1 項の規定により署名する。

民生教育委員長 矢田貝 香 織